

---

不正利用口座の情報共有に関する報告書  
(2024 年度) (概要)

---

2025 年 3 月 31 日

不正利用口座の情報共有に向けた検討会  
(事務局：一般社団法人全国銀行協会)

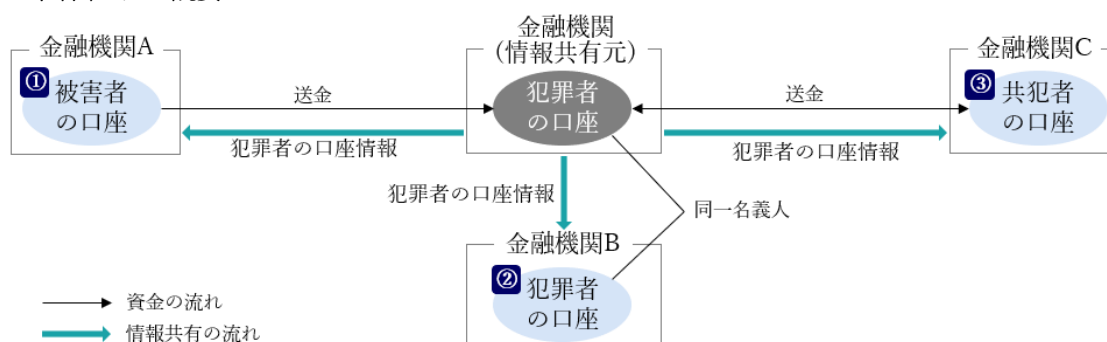
近年、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害額及び認知件数が急増している。銀行界としては、お客さまの財産を守るため、抜本的に対策を強化することが必要である。

これまで金融機関は、預金口座や取引履歴をモニタリングし、犯罪者の口座を検知した場合には、口座を凍結して犯罪の拡大を防ぎ、また、詐欺被害が疑われる送金を検知した場合には、被害者に連絡して詐欺被害の拡大を防いできた。

しかしながら、個別の金融機関が把握できる情報は限定的であり、犯罪者の口座や詐欺被害が疑われる送金を検知することには限界があるのが実情である。

そのため、金融機関全体で犯罪者の口座情報を即時に連携する枠組み（以下「本枠組み」）を構築することが必要となる。各金融機関は、共有された情報を活用することで、自社における①被害者の口座、②犯罪者（同一名義人）の口座、③共犯者の口座を検知できるようになる。

#### <本枠組みの概要>



金融機関（情報共有元）が、検知・凍結した犯罪者の口座情報を、金融機関全体へ即時に共有。

- ① 金融機関 A は、共有された情報を活用し、犯罪者の口座へ送金していた被害者の口座を検知する。その後、被害者へ連絡し、詐欺被害の拡大を防ぐ。
- ② 金融機関 B は、共有された情報を活用し、犯罪者の口座と同一名義の口座を検知する。その後、当該口座を凍結し、犯罪の拡大を防ぐ。
- ③ 金融機関 C は、共有された情報を活用し、犯罪者の口座との間で資金を授受していた共犯者の口座を検知する。その後、当該口座を凍結し、犯罪の拡大を防ぐ。

本枠組みの構築に向けて、2024 年 12 月、一般社団法人全国銀行協会は、「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」を設置し、実務、法令、システムに係る論点について議論した。

<本検討会の開催実績>

回	開催日	アジェンダ	概要
1	2024/12/23	実務に係る論点	✓ 過去に凍結した全口座の情報を共有するか等、情報共有すべき口座の範囲 ✓ 共有する情報の具体的な内容
2	2025/1/30	法令に係る論点	✓ 個人情報保護、守秘義務、また、不法行為責任※の観点で、共有可能な情報の範囲及び必要な措置
3	2025/2/25	システムに係る論点	✓ システムの目的及び機能、システムの運営主体、費用負担の考え方
4	2025/3/26	報告書の取りまとめ	—

※ 民法第 709 条において、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とされている。

法令に係る論点について、本検討会としては、一定の整理が可能であると考えている。今後、関係当局と協議し、必要な措置を講じつつ、実務面の詳細設計及びシステム開発計画の策定を進める。また、試行可能な環境が整い次第、少数の銀行による不正利用口座の情報共有を開始する。試行結果を踏まえ、業務要件やシステム要件を精緻化し、不正利用口座の情報共有するシステムの設計・開発に着手する。

以 上